

これまでの検討会における主なコメントと対応方針の概要

項目	コメント内容	対応方針(基本的考え方(案)への反映等)
検討の手順・ 基本的考え方	許可基準の検討にあたっては、まず、公園内に風力発電施設を設置した場合に起こりうる自然環境及び社会経済上の事象を漏らさずリストアップする。また、価値判断の結果の明確かつ透明な説明が重要。	想定される事象を整理し、第2回検討会において検討。また、検討会の議論結果(議事要旨及び配布資料)を環境省ホームページにおいて公開しているほか、「基本的考え方」(概要案)についての国民からの意見聴取を実施。また、適宜関係者からのヒアリングを実施。
	事象間の価値付けの基礎となる基本原則を決定すべき。また、新・生物多様性国家戦略にも盛り込まれた「エコシステム・アプローチ(予防的順応的態度)」の考え方が重要。	「エコシステムアプローチ(予防的順応的態度)」等を基本的な原則として適用することを想定。適用の結果として、事前調査及び事後評価の必要性について「基本的考え方」に記載。
	環境問題にとって予防的方策は重要。風力発電施設の事後評価の実施により知見を積み重ね、次の展開に生かす。	許可条件として、事後モニタリングの実施を位置付けられるようにするとともに、「基本的考え方」の「今後の検討課題」として、事後の影響に関するさらなる情報の収集・提供を行うべき旨を記載。
	経済的な観点に左右されずロングスパンで考えるべき。	議論の過程及び「基本的考え方」において適宜反映。
	わが国でも持続可能なエネルギーとして風力発電を拡大するためのルール化を図るという基本的な方向性が必要ではないか。省エネルギーだけでは不十分でありドラステックな構造転換が必要。	わが国の政策として風力発電施設の設置を総合的に推進しつつ、自然公園内においては優れた自然の風景地の保護と、新エネルギーの推進というそれぞれの公益性を比較衡量のうえ慎重に判断する考え方を反映。
	保護と開発のゾーニングが重要。また、自然公園内における既存の人間活動、風力発電施設以外の工作物による影響やそれらへの対応とのバランスを考慮すべき。	公園内の地種区分(ゾーニング)に応じた取扱いを行うとともに、既存の人間活動や他の工作物等に対する取扱との整合性について留意する考え方を反映。
	まず自然の景観資源を国民の財産として守っている、国土の9%に過ぎない国立・国定公園の意義について押さえる必要がある。その上で、公園区域内でどれだけ風力発電の立地が必要なのか、十分に検討すべき。	「基本的考え方」2において国立・国定公園の役割について記載。また、公園区域内での風力発電施設の立地の必然性についても十分な検討を行い、慎重な審査を行うものとする旨を記載。
	国立・国定公園の区域外でも敷衍できるようなルールを検討すべき。	今回検討会については国立・国定公園内における取扱のあり方を検討するもの。なお、特に野生生物への影響をはじめとした審査のポイントについては区域内外を問わず適用可能であると考えられるため、必要に応じ関係者への助言や協力等を実施する考え。
公益性の議論については定義の明確化が重要。現在の定義は曖昧あるいは狭いと思われるが、地域の活性化や地球温暖化対策を加味する余地はないのか。	自然公園法上の公益性については、当該地以外ではなしえない行為の公益性と、当該地域を保護する公益性とを比較衡量するもの。地域活性化や温暖化対策の一般的な公益性は認めるものの、自然公園法の審査においてはさらに立地の必然性等を充分検討する必要。	
一般的環境影響	風力発電施設は面的な改変であるとともに直接影響という特質がある。地域的、特異的に影響が発現する可能性がある。	個別の案件ごとに慎重に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえて許可等の可否を判断する。
	事前の影響評価及び事後モニタリング・評価の実施が重要。また、その情報を共有化すべき。	事前の環境調査の実施を義務付けるとともに、保護上必要な場合には事後モニタリングを許可条件とする。さらに、環境影響に関する情報収集・提供の必要性を「基本的考え方」の「今後の検討課題」として明記。
	NEDOの風力発電のアセスメントマニュアルをもとに適用可能性を検討する等、風力発電に関する環境影響評価のガイドラインを標準化すべき。	NEDOのアセスメントマニュアルをはじめとした既存の資料を、自然公園内での環境調査の参考とすることとし、「基本的考え方」に記載。
	景観影響・観光振興の評価は、人や時代によって変わりを認識することが重要。量的・物理的なインパクトと、人による評価を分けて考えるべき。	公益性の評価や比較衡量に関する考え方は社会的状況の変遷によって変化する可能性があることを「基本的考え方」に記載。

	<p>温暖化防止効果についても改めて評価をして、風力発電が環境に対してどれだけのマイナス・プラス面を有するのか、評価が必要。(建設したが稼働していない事例もある)</p>	<p>ライフサイクルアセスメントでは、一般に風力発電は石油燃料等による発電方式と比較して二酸化炭素排出量が少ないものと予測。なお、景観・野生生物等への影響も含めた総合評価については、個々の事例毎にさらなるデータの蓄積及び分析が必要。</p>
	<p>本件については事業を対象としたアセスメントでは不十分であり、戦略アセスの考え方が必要。</p>	<p>自然公園法上では、個々の案件について事業アセスの観点から審査を実施。</p>
	<p>国立公園などの設置目的からは大規模な施設を建設することは慎重であるべき。</p>	<p>「基本的考え方」に記載。</p>
自然景観への影響	<p>日本の地形の特性を踏まえて、発電効率のみでなく景観に配慮したレイアウトを考えるべき。</p>	<p>「基本的考え方」に記載。</p>
	<p>地域住民にCGによるシミュレーションを示し、意見を聴取することも必要では。</p>	<p>必要に応じて、事業者が事前の環境調査を行う際に地域住民や専門家の意見を聴取し、調査結果に記載するよう求める旨、「基本的考え方」に記載。</p>
	<p>風車は周囲の風景と「親和性」を有しており、景観が引き立つ場合もあるのではないかと。その場の是々非々で考えるべき。また、長期的観点からプラス効果をもたらす可能性についても考慮してはどうか。</p>	<p>国立・国定公園内では自然風景の保護を主として考えることが基本であり、原則として人工的改変や眺望の支障になる立地は避けるべき。立地を許容しうる場合については風力発電施設の設置による影響を回避・軽減するための措置を検討することが必要。なお、具体的な影響の程度については場所によって大きく異なるため、個別に慎重な審査が必要。</p>
	<p>風景との親和性があるとの主張があるが、自然の風景は地域によってさまざまでありケースバイケースの判断が必要。色彩のみならず立地、規模、配置等について検討すべき。</p>	
	<p>仮に構造物として美しいものであっても自然風景のなかで人工物が目立つことは問題ではないか。</p>	
	<p>「風車のある風景の良し悪し」と「ありのままの自然景観を残すべき」との議論が充分整理されていないのでは。</p>	
	<p>線的に配列される施設と面的な施設とは分けて影響を整理すべきでは。動的な施設としての影響も想定すべき。</p>	<p>基本的な取扱いの考え方は線的、面的施設共に同様と見られ、いずれにしても適用可能な審査基準を検討するとともに、複数の設置計画については適切なレイアウトの検討等により支障の軽減を図る。なお、動的な施設の影響については今後の知見の収集が必要。</p>
生物多様性への影響	<p>渡り鳥の中継地や希少種の繁殖地を避ける等、野生生物への配慮について予防的措置として明確に記載すべき。</p>	<p>「基本的考え方」に記載。</p>
	<p>沿岸部をはじめ、野生生物の生息地として重要と考えられる地域については十分な調査を実施すべき。</p>	<p>野生生物への影響についても事前に十分な環境調査の実施を義務付ける旨を「基本的考え方」に記載。</p>
	<p>風力発電の施設計画と渡り鳥の飛行ルートはスケールが違い、単純に影響があるとはいえないため、各方面の専門家による検討が必要。</p>	<p>十分な事前調査を行うとともに、必要に応じて、調査結果として専門家等の意見に係る情報を記載するよう求める旨、「基本的考え方」に記載。</p>
	<p>鳥類への影響については個々の個体でなく、種全体への影響を評価すべき。</p>	
	<p>レーダー等の技術を利用した行動調査の実施等についても検討すべきでは。</p>	<p>鳥類の生態・行動等に係る情報収集の推進について「基本的考え方」に記載。</p>
審査基準のあり方及び内容	<p>風力発電は新しいタイプの工作物であり高さが命。従来の基準にあるような数値基準の適用はナンセンスではないか。プロセスを含めた基準の検討が必要。</p>	<p>基準の明確化を図るためには、数値基準あるいは目安の検討が望ましいものと認識。なお、環境影響評価の実施等のプロセスも規定。</p>
	<p>風力発電のような分散型エネルギー施設は基本的に地域特性に応じて検討すべきであり全国一律の数値基準による取扱はそくわない。</p>	<p>地域ごとの取扱いが必要なことは認識。今回検討では、ナショナルミニマムとしての基準の策定を行うもの。</p>

	<p>小規模な風力発電施設を多数建設するより、集中的に大規模な施設を作る方が環境面から良いこともあるのでは。審査基準の検討にあたっては規模の最小化でなく、環境影響の最小化を考えるべき。</p>	<p>個別事例に応じて環境影響の評価を総合的に実施し、風致景観上の支障の程度を判断。</p>
情報の収集・提供	<p>既存施設周辺の地域住民、自然保護団体、事業者等と協力して、信頼しうるデータを共有することが重要である。また、風力発電に関するシンポジウムを積極的に開催することも必要では。</p> <p>共通のガイドラインやデータベースを構築していくことが重要。</p> <p>環境省として環境影響に関するデータを実際にとるための調査を実施すべきでは。</p>	<p>「基本的考え方」の「今後の検討課題」において情報の収集及び共有の重要性を記載。今後、関係者と連携したデータ収集・共有の仕組みについて要検討。また、NGO等によるシンポジウム等の開催に係る取り組みを奨励。</p>
その他	<p>安全性の確保についても考慮すべきではないか。</p>	<p>施設そのものの安全性には言及しないが、施設の設置による公園利用上の支障が生じないよう事業者が適切な措置を講じることが必要である旨を「基本的考え方」に記載。</p>